

リニ 敷願ニ対スル本日ノ回答

一 給料三割値上ガ今後月二回ノ勘定トナスコト

二 出張作業ノ場合ハ食費ハ會社ノ負担トシ當日ハ日給ノ五分ヲ手当トナスコト

三 公休八月二回四日大節正月三日間トシ當日就業シタル場合ハ一日分加算シ支

結スルコトハ承認ス

四 町工場出張ノ場合ハ往復ノ時間ヲ就業時間トナスコト

承認シ難シ

五 健康保険金ヲ受ケル場合ハ一時會社ニテ立替ルコトハ承認ス

六 公働ニテ休業ノ場合ハ五分ノ手当ヲ給スルコトハ承認シ難シ

七 鉛毒ヲ當リ月五円ヲ給スル車

承認シ難シ

八 年二回ノ定期昇給ヲ確契ニ実行スルコト

承認ス

九 前記事項門滿解決ノ場合モ犠牲者ヲ出サザルコト

承認ス

一〇 右ノ件四月二十一日ヨリ実行ノコトトス

承認ス

以上

三 覚書

一 城東区龜戸町七丁目二四五番地所在宮本鉛工業株式会社従業員一同ヨリ提出スル昭和十二年五月六日付敷願書ニ基キ労資協調ノ結果左記ノ条件ヲ以テ円満ナル解決致シ候ニ就キ本件ニ対シ一切異議無之候間本覚書三通ヲ作成シ一通ヲ亀戸警察署ニ提出シ他二通ハ工場主一通従業員側ニ於テ一通宛ヲ所持シテ後証ト爲ス

解決条件

一 給料従業員ヲ通ジテ約一割値上ヲ爲ス 但低額ノ日給者ハ割合多ク高額ノ

日給者ハ割合少シテ平均一割ノ値上ヲ算定スコト 及今月二回ノ給料支拂

拂ヒトナス

二 出張作業ノ爲從來通ノ外一ヶ月ニ付シテ金十円宛ノ手当ヲ支給ス

三 公休日八月二回三大節及一月八三ヶ日トシ皆勤者ニ対シテハ一ヶ月ニ付キ

一日分ノ日給ヲ加算支給ス

四 健康保険金ヲ受ケル場合ハ一時會社ニ於テ立替ハ支拂ヲ爲ス

五年二回ノ定期昇給ヲ確契ニ更施ス

六 紛議ニ依ル犠牲者ヲ出サザルコト